

# 山梨県警察障害者活躍推進計画

機関名	山梨県警察本部
任命権者	山梨県警察本部長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
山梨県警察本部における障害者雇用に関する課題	山梨県警察では、令和元年6月1日時点で13人の障害者を任用しており、障害者実雇用率は3.65%と、法定雇用率を上回っている。しかし、令和3年度までに定年退職が見込まれる障害者職員が2人おり、実雇用率が低下する可能性がある。また、中途退職者があった場合には、法定雇用率を更に下回ることも懸念される。
目標	
1. 採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年度6月1日時点の実雇用率3%以上を維持する。  (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:3.65%
2. 定着に関する目標	離職者を極力生じさせないよう努めるとともに、離職があった場合には、その理由等の整理・分析を行い、その原因の除去に努める。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害者雇用推進者として警務部長を選任する。</li><li>○ 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定者を含む。)全員について、山梨労働局が開催する障害者職業生活相談員認定講習を受講させる。</li></ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 半期ごとに実施している人事評価面談等の際の際の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行う。</li></ul>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li><li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li><li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li><li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li><li>・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li></ul></li></ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li></ul>